

第89号議案

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

目 次

1	条例改正の概要	P 1
2	主な改正内容	P 2～7
3	新旧対照表	P 8～51

1 条例改正の概要

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から新たに共生型サービスが創設され、国の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、市の共生型障害福祉サービスに関する基準を整備する必要があるため。

(2) 改正する条例及び改正の概要

改正する条例	改正の概要
長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）の基準を追加するもの。

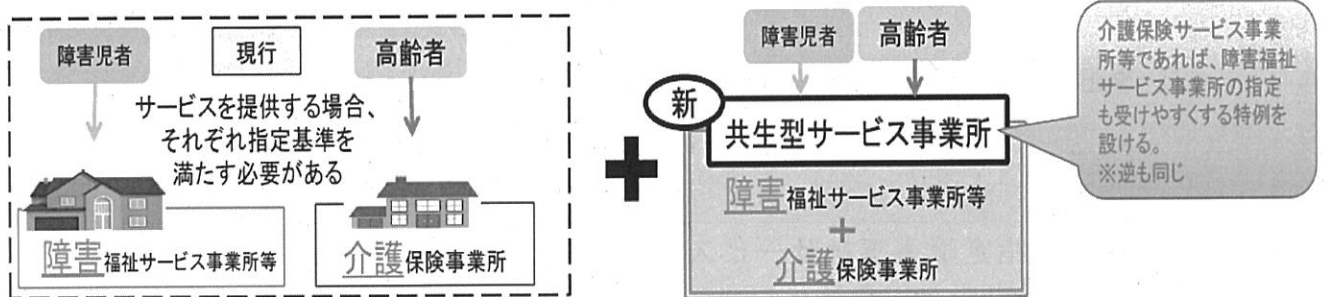
(3) 施行日 公布の日

※共生型サービスの基準については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」で、経過措置として平成 30 年 4 月 1 日から起算して 1 年を超えない期間において条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準をもって、市の条例で定められた基準とみなすことが定められている。

2 主な改正内容

(1) 共生型サービスの概要

高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために創設され、介護保険サービス事業所が障害福祉サービス等の指定を受けやすくなり、また、障害福祉サービス事業所等も介護保険サービスの指定を受けやすくなるもの。



	介護保険サービス		障害福祉サービス等	
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	・居宅介護 ・重度訪問介護	
デイサービス	通所介護（地域密着型を含む）	⇔	・生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ・放課後等デイサービス（同上）	
	療養通所介護	⇔	・生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る） ・児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る） ・放課後等デイサービス（同上）	
ショートステイ	短期入所生活介護（予防を含む）	⇔	・短期入所	
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス	（看護）小規模多機能型居宅介護（予防を含む）	通い	→	・生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ・放課後等デイサービス（同上）
		泊まり	→	・短期入所
		訪問	→	・居宅介護 ・重度訪問介護

(2) 共生型サービス導入の効果

ア 事業者側の利点

(ア) 障害福祉サービス等、介護保険サービスそれぞれの事業所がお互いの指定を受けやすくなり、また、福祉に携わる人材に限りがある中で、社会資源に乏しい、中山間地域などにおいても、地域の実情に合わせて、人材を有効活用し、サービスの提供を行うことができる。

イ 利用者側の利点

(ア) 通常、障害福祉サービスを受けている障害者は、65歳になると介護保険サービスに切り替えなくてはならないが、共生型サービスの創設により、障害者が65歳になっても、通い慣れた事業所においてサービスを継続して利用しやすくなる。

(イ) 社会資源に乏しい、中山間地域などに住んでいる障害児・者も身近な事業所でサービスの提供を受けやすくなる。

(3) 改正内容

サービスの名称	改正内容
<ul style="list-style-type: none">・ 共生型居宅介護・ 共生型重度訪問介護	介護保険制度における訪問介護、小規模多機能型居宅介護の指定を受けた事業所が、共生型居宅介護、共生型重度訪問介護の指定を受けやすくするよう基準を設ける。
<ul style="list-style-type: none">・ 共生型生活介護・ 共生型自立訓練（機能訓練）・ 共生型自立訓練（生活訓練）	<ul style="list-style-type: none">・ 介護保険制度における通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護の指定を受けた事業所が、共生型生活介護、共生型自立訓練の指定を受けやすくするよう基準を設ける。・ 児童福祉法における児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所が、共生型生活介護の指定を受けやすくするよう基準を設ける。
<ul style="list-style-type: none">・ 共生型短期入所	介護保険制度における短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護の指定を受けた事業所が、共生型短期入所の指定を受けやすくするよう基準を設ける。

(4) 基準の制定方針

共生型サービス創設の趣旨を踏まえ、介護保険サービス事業所等が共生型障害福祉サービスへの参入を促進するという観点から、事業所が指定を受けやすくするため、介護保険サービス等の指定を受けた事業所であれば共生型障害福祉サービスの指定を基本的に受けられるものとして人員、設備及び運営に関する基準を設定する。

なお、国の基準において、介護保険サービス事業所等が障害福祉サービス事業所の指定を受けやすくするため、人員及び設備に関する基準については、障害福祉サービスの基準は適用せず、介護保険サービス等の基準を満たしていればよいものとされているが、運営に関する基準のうち、地域の実情を踏まえ参酌すべき基準となっているものについては、さらに、指定を受けやすくするように、次の方針に基づき基準を定めるものとする。

ア 参酌すべき基準について

基準の区分		制定の方針
(ア)	障害福祉サービスの制度上、必要な手続き等に関する基準	国の基準のとおり障害福祉サービスの基準を設ける。
(イ)	上記(ア)以外で介護保険サービス等ではなく障害福祉サービスのみにある基準	障害福祉サービスの基準を設けることにより事業所の負担が増えるため、基準は設けない。
(ウ)	上記(ア)以外で介護保険サービス等より障害福祉サービスの方が厳しい基準	障害福祉サービスの基準を設けることにより事業所の負担が増えるため、介護保険サービス等と同様の基準を設ける。
(エ)	上記(ア)以外で障害福祉サービスより介護保険サービス等の方が厳しい基準	障害福祉サービスの基準を設けても、事業所の負担は増えないため、障害福祉サービスの基準を設ける。
(オ)	介護保険サービス等及び障害福祉サービスで同じ内容の基準	障害福祉サービスの基準を設けても事業所の負担は増えないため、国の基準のとおり障害福祉サービスの基準を設ける。

イ 本市の独自基準

長崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、役員及び管理者が暴力団関係者である場合を欠格要件としているため、共生型の障害福祉サービスについても既存の障害福祉サービスと同様の基準を設ける。

(5) 参酌すべき基準の主なもの

ア 障害福祉サービスと介護保険サービスの基準

基準の区分	障害福祉サービスの基準 【長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】	介護保険サービスの基準 【長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】	共生型サービスの基準
(ア)	(受給資格の確認) 第 15 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。	(受給資格等の確認) 第 12 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。 2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。	障害福祉サービスの基準を設ける。
(イ)	(連絡調整に対する協力) 第 13 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。	基準なし	基準を設けない。
(ウ)	(情報の提供等) 第 38 条 <u>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</u> 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてならない。	(広告) 第 36 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所に係る広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてならない。	介護保険サービスと同様の基準を設ける。

基準の区分	障害福祉サービスの基準 【長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】	介護保険サービスの基準 【長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】	共生型サービスの基準
(エ)	(地域との連携等) 第76条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。	(地域との連携等) 第39条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。 2 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、その提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、介護相談員派遣事業その他の本市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	障害福祉サービスの基準を設ける。
(オ)	(サービス提供困難時の対応) 第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	(サービス提供困難時の対応) 第11条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者(法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業者を行う者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。	障害福祉サービスの基準を設ける。

イ 障害福祉サービスと障害児サービスの基準

基準の区分	障害福祉サービスの基準 【長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】	障害児サービスの基準 【長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例】	共生型サービスの基準
(エ)	<p>(地域との連携等)</p> <p>第76条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。</p>	<p>障害福祉サービスの基準を設ける。</p>
(オ)	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第29条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第35条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>障害福祉サービスの基準を設ける。</p>

3 新旧対照表

長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
(平成 25 年長崎市条例第 4 号)

条例（現行）	条例（改正案）
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）	第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護 及び行動援護	第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護 及び行動援護
第 1 節～第 4 節（略）（第 5 条—第 44 条）	第 1 節～第 4 節（略）（第 5 条—第 44 条）
第 5 節 <u>基準該当障害福祉サービスに 関する基準（第 45 条—第 49 条）</u>	第 5 節 <u>共生型障害福祉サービスに 関する基準（第 44 条の 2—第 44 条の 4）</u>
第 3 章（略）（第 50 条—第 78 条）	第 3 章（略）（第 50 条—第 78 条）
第 4 章 生活介護	第 4 章 生活介護
第 1 節～第 4 節（略）（第 79 条—第 95 条）	第 1 節～第 4 節（略）（第 79 条—第 95 条）
第 5 節 <u>基準該当障害福祉サービスに 関する基準（第 96 条—第 98 条）</u>	第 5 節 <u>共生型障害福祉サービスに 関する基準（第 95 条の 2—第 95 条の 5）</u>
第 5 章 短期入所	第 5 章 短期入所
第 1 節～第 4 節（略）（第 99 条—第 110 条）	第 1 節～第 4 節（略）（第 99 条—第 110 条）
第 5 節 <u>基準該当障害福祉サービスに 関する基準（第 111 条・第 112 条）</u>	第 5 節 <u>共生型障害福祉サービスに 関する基準（第 110 条の 2—第 110 条の 4）</u>
第 6 章・第 7 章（略）（第 113 条—第 123 条）	第 6 章・第 7 章（略）（第 113 条—第 123 条）
第 8 章 自立訓練（機能訓練）	第 8 章 自立訓練（機能訓練）
第 1 節～第 4 節（略）（第 142 条—第 149 条）	第 1 節～第 4 節（略）（第 142 条—第 149 条）
	第 5 節 <u>共生型障害福祉サービスに 関する基準（第 111 条・第 112 条）</u>

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="236 320 786 409">第5節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条—第151条）</u></p> <p data-bbox="204 432 786 521">第9章 自立訓練（生活訓練） 第1節～第4節（略）（第152条—第159条）</p> <p data-bbox="236 712 786 801">第5節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条—第161条）</u></p> <p data-bbox="204 824 483 913">第10章～第18章（略） 第19章 雑則（第211条） 附則</p> <p data-bbox="204 1048 387 1137">第1章 総則 （趣旨）</p> <p data-bbox="204 1160 786 1641">第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p data-bbox="228 1720 308 1753">（定義）</p> <p data-bbox="204 1776 786 1921">第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p data-bbox="212 1944 786 1977">2 この条例において、次の各号に掲げる用</p>	<p data-bbox="962 208 1393 297"><u>る基準（第149条の2—第149条の4）</u></p> <p data-bbox="850 320 1393 409">第6節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第150条—第151条）</u></p> <p data-bbox="818 432 1393 521">第9章 自立訓練（生活訓練） 第1節～第4節（略）（第152条—第159条）</p> <p data-bbox="850 544 1393 633">第5節 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条の2—第159条の4）</u></p> <p data-bbox="850 712 1393 801">第6節 <u>基準該当障害福祉サービスに関する基準（第160条—第161条）</u></p> <p data-bbox="818 824 1090 913">第10章～第18章（略） 第19章 雑則（第211条） 附則</p> <p data-bbox="818 1048 994 1137">第1章 総則 （趣旨）</p> <p data-bbox="818 1160 1393 1697">第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、<u>第41条の2第1項第1号及び第2号</u>並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p data-bbox="834 1720 914 1753">（定義）</p> <p data-bbox="818 1776 1393 1921">第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の定めるところによる。</p> <p data-bbox="818 1944 1393 1977">2 この条例において、次の各号に掲げる用</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(15) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(16) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。以下「県指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、県指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、県指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、県指定通所支援基準条例第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び県指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のう</p>	<p>語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14)（略）</p> <p>(15) <u>共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。</u></p> <p>(16) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>(17) 多機能型 第79条に規定する指定生活介護の事業、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第162条に規定する指定就労移行支援の事業、第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号。以下「県指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業、県指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、県指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、県指定通所支援基準条例第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び県指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のう</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>ち2以上の事業を一体的に行うこと（県指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>	<p>ち2以上の事業を一体的に行うこと（県指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p>
<p>第3条（略）</p>	<p>第3条（略）</p>
<p>第4条（略）</p>	<p>第4条（略）</p>
<p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p>	<p>第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p>
<p>第1節 基本方針</p>	<p>第1節 基本方針</p>
<p>第5条（略）</p>	<p>第5条（略）</p>
<p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p>	<p>第2節 人員に関する基準 （従業者の員数）</p>
<p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の12並びに第201条の20第2項及び第4項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この条及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p>	<p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章、第201条の12並びに第201条の20第2項及び第4項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この条及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。</p>
<p>2・3（略）</p>	<p>2・3（略）</p>
<p>第7条～第9条（略）</p>	<p>第7条～第9条（略）</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p>
<p>第10条～第44条（略）</p>	<p>第10条～第44条（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第5節 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p><u>（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）</u></p> <p><u>第44条の2 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第10号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）</u></p> <p><u>第44条の3 重度訪問介護に係る共生型障</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="220 1167 304 1200">（新設）</p> <p data-bbox="201 1559 783 1648">第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p data-bbox="201 1727 512 1760">第45条～第48条 （略）</p> <p data-bbox="220 1839 304 1872">（準用）</p> <p data-bbox="201 1895 783 1984">第49条 第5条第1項及び前節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33</p>	<p data-bbox="839 215 1382 416"><u>害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="831 439 1398 808">(1) <u>指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p data-bbox="831 831 1398 1032">(2) <u>共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p data-bbox="823 1111 919 1144">（準用）</p> <p data-bbox="807 1167 1398 1480">第44条の4 第5条（第3項及び第4項を除く。）、第6条第2項及び第3項、第7条並びに前節（第13条、第38条第1項及び第44条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。</p> <p data-bbox="807 1559 1398 1648">第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p data-bbox="807 1727 1118 1760">第45条～第48条 （略）</p> <p data-bbox="823 1839 919 1872">（準用）</p> <p data-bbox="807 1895 1398 1984">第49条 第5条第1項及び第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>条及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」とする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに前節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条</p>	<p>33条及び第44条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第1項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第1項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第1項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第1項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第1項において準用する第36条」とする。</p> <p>2 第5条第2項から第4項まで並びに第4節（第22条第1項、第23条、第24条第1項、第28条、第33条及び第44条を除く。）並びに第45条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第49条第2項において準用する第32条」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第49条第2項において準用する第22条第2項」と、第26条第1号中「次条第1項」と</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第1号中「次条第1項」とあるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、前条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」とする。</p>	<p>あるのは「第49条第2項において準用する次条第1項」と、第27条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第45条第3項」と、第31条第3項中「第27条」とあるのは「第49条第2項において準用する第27条」と、第32条中「第36条」とあるのは「第49条第2項において準用する第36条」と、前条第1項第2号中「第45条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する第45条第3項」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」とする。</p>
<p>第50条～第78条（略）</p>	<p>第50条～第78条（略）</p>
<p>第4章 生活介護 第79条（略）</p>	<p>第4章 生活介護 第79条（略）</p>
<p>（従業者の員数）</p>	<p>（従業者の員数）</p>
<p>第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。</p>	<p>第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数の従業者を置かなければならない。</p>
<p>(1)（略） (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第18章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとする。</p>	<p>(1)（略） (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第18章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次のとおりとする。</p>
<p>ア～エ（略） (3)（略）</p>	<p>ア～エ（略） (3)（略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>2～7（略）</p> <p>第81条～第83条（略）</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>第84条～第95条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>2～7（略）</p> <p>第81条～第83条（略）</p> <p>第4節 運営に関する基準</p> <p>第84条～第95条（略）</p> <p><u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p><u>（共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）</u></p> <p><u>第95条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（県指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（県指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定児童発達支援事業所（県指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第202条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（県指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第202条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p><u>発達支援事業所等</u>が提供する<u>指定児童発達支援</u>（<u>県指定通所支援基準条例第5条</u>に規定する<u>指定児童発達支援</u>をいう。）又は<u>指定放課後等デイサービス</u>（<u>県指定通所支援基準条例第73条</u>に規定する<u>指定放課後等デイサービス</u>をいう。）（以下「<u>指定児童発達支援等</u>」という。）を受ける<u>障害児の数を指定児童発達支援等</u>を受ける<u>障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数</u>であるとした場合における当該<u>指定児童発達支援事業所等</u>として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) <u>共生型生活介護の利用者</u>に対して適切なサービスを提供するため、<u>指定生活介護事業所</u>その他の<u>関係施設</u>から必要な<u>技術的支援</u>を受けていること。</p> <p>（<u>共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準</u>）</p> <p><u>第95条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者</u>（<u>指定居宅サービス等基準条例第100条第1項</u>に規定する<u>指定通所介護事業者</u>をいう。）又は<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>（<u>長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</u>（平成25年長崎市条例第11号。以下「<u>指定地域密着型サービス基準条例</u>」という。）<u>第60条の3第1項</u>に規定する<u>指定地域密着型通所介護事業者</u>をいう。）（以下「<u>指定通所介護事業者等</u>」という。）が当該</p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等の従業員の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p>であること。</p> <p><u>(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）</u></p> <p><u>第95条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第13号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（県指定通所支援基準条例第56条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（県指定通所支援基準条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅</p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。</p> <p>以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第97条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能</p>

条例（現行）	条例（改正案）								
	<p><u>型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第193条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第149条の3及び第159条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。</u></p> <table border="1" data-bbox="842 1592 1347 1823"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サ</u></p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p><u>サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第197条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</u></p> <p><u>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>（準用）</u></p> <p><u>第95条の5 第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条、第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第79条、第81条及び前節（第85条第2項から第4項まで、第86条、第93条及び第95条を</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>（基準該当生活介護の基準）</p> <p>第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者（長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第10号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第11号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であつて、地</u></p>	<p><u>除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第79条中「、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜」とあるのは「その他の便宜」とする。</u></p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>（基準該当生活介護の基準）</p> <p>第96条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p><u>域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供するものであること。</u></p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第97条 <u>次に掲げる要件を満たした指定小</u></p>	<p>(2) <u>指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p>第97条 <u>次に掲げる要件を満たした指定小</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」とい</p>	<p>規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p><u>う。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</u></p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（<u>指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項又は第193条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。</u>）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）</u>）又はサテライト型指定看護小規模多機能型</p>	<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者を除く。第150条の2及び第160条の2において同じ。</u>）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第111条、第150条の2及び第160条の2において同じ。）</u>）にあつては、18</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="236 210 778 465"><u>居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）</u>にあつては、18人）以下とすること。</p> <p data-bbox="197 488 785 1921">(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <p data-bbox="245 1944 331 1975">（表略）</p>	<p data-bbox="852 210 1136 241">人）以下とすること。</p> <p data-bbox="826 488 1391 1921">(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <p data-bbox="868 1944 954 1975">（表略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（<u>指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号又は第197条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。</u>以下同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) （略）</p> <p>第98条・第99条（略）</p>	<p>(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（<u>指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。</u>第150条の2及び第160条の2において同じ。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) （略）</p> <p>第98条・第99条（略）</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第5章 短期入所 （従業者の員数）</p> <p>第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める数とする。</p>	<p>第5章 短期入所 （従業者の員数）</p> <p>第100条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に應じ、当該各号に定める数とする。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第101条～第102条 (略)</p>	<p>第101条～第102条 (略)</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p> <p>第103条～第110条 (略)</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p> <p>第103条～第110条 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5節 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p><u>(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第110条の2 <u>短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>(1) <u>指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（以下「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>(3) <u>共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p><u>要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）</u></p> <p><u>第110条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ若しくは第197条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項若しくは第193条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p>第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第</u></p>	<p><u>宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>(3) <u>共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>(準用)</p> <p><u>第110条の4 第10条、第12条、第14条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条、第38条第2項、第39条から第43条の2まで、第52条、第62条、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第89条、第92条から第94条まで、第99条及び前節（第109条及び第110条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</u></p> <p>第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第193条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）</u>を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能</p>	<p>能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第193条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）</u>を提供するものであること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p>	<p>訓練）とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）の3分の1から9人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>にあつては、6人）までの範囲内とすること。</p>
<p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p>
<p>第112条～第113条 (略)</p>	<p>第112条～第113条 (略)</p>
<p>第7章 重度障害者等包括支援</p>	<p>第7章 重度障害者等包括支援</p>
<p>第114条～第141条 (略)</p>	<p>第114条～第141条 (略)</p>
<p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p>	<p>第8章 自立訓練（機能訓練）</p>
<p>第142条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自</p>	<p>第142条 自立訓練（機能訓練）（省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>第143条～第145条（略）</p>	<p>第143条～第145条（略）</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p>
<p>第146条～第149条（略）</p>	<p>第146条～第149条（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）</u></p> <p><u>第149条の2 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p><u>供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）</u></p> <p><u>第149条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。</u></p> <p><u>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）まで</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）								
<p>(新設)</p>	<p><u>の範囲内とすること。</u></p> <table border="1" data-bbox="845 309 1348 539"> <thead> <tr> <th data-bbox="845 309 1098 365">登録定員</th> <th data-bbox="1098 309 1348 365">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="845 365 1098 421">26人又は27人</td> <td data-bbox="1098 365 1348 421">16人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 421 1098 477">28人</td> <td data-bbox="1098 421 1348 477">17人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="845 477 1098 539">29人</td> <td data-bbox="1098 477 1348 539">18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</u></p> <p>(4) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する<u>通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。</u></u></p> <p>(5) <u>共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>（準用）</u> <u>第149条の4 第10条から第12条まで、第14条から第21条まで、第23条、第24条、第29条、第37条、第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第</u></p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
	登録定員	利用定員							
	26人又は27人	16人							
	28人	17人							
	29人	18人							

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="193 651 778 741">第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p data-bbox="193 819 368 853">第150条（略）</p> <p data-bbox="212 931 778 1021">（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p data-bbox="193 1043 783 1917">第150条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u>が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス</u>を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p data-bbox="201 1939 783 1973">(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業</p>	<p data-bbox="836 203 1374 573"><u>59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第81条、第87条の2から第92条まで、第94条、第142条及び前節（第147条第1項及び第2項、第148条並びに第149条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。</u></p> <p data-bbox="807 651 1390 741">第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p data-bbox="807 819 983 853">第150条（略）</p> <p data-bbox="826 931 1393 1021">（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）</p> <p data-bbox="807 1043 1398 1805">第150条の2 次に掲げる要件を満たした<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u>が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して<u>指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス</u>を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p data-bbox="815 1939 1398 1973">(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所</p>	<p>所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>又は<u>サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <p>(表略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指</p>	<p>支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <p>(表略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援と</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(5) (略)</p>
<p>第151条 (略)</p>	<p>第151条 (略)</p>
<p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p>	<p>第9章 自立訓練（生活訓練）</p>
<p>第152条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>第152条 自立訓練（生活訓練）（省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>
<p>第153条～第155条 (略)</p>	<p>第153条～第155条 (略)</p>
<p>第4節 運営に関する基準</p>	<p>第4節 運営に関する基準</p>
<p>第156条～第159条 (略)</p>	<p>第156条～第159条 (略)</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p><u>第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p><u>（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）</u></p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第159条の2 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>（2） 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>（3） 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）								
(新設)	<p>う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p> <p>第159条の3 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <table border="1" data-bbox="842 1375 1347 1608"> <thead> <tr> <th>登録定員</th> <th>利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する</p>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員								
26人又は27人	16人								
28人	17人								
29人	18人								

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="220 1048 300 1081">（新設）</p> <p data-bbox="204 1664 778 1753">第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p data-bbox="204 1832 379 1865">第160条（略）</p> <p data-bbox="220 1944 778 1977">（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に</p>	<p data-bbox="874 208 1385 633"><u>通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第193条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。</u></p> <p data-bbox="842 656 1385 913">(5) <u>共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p data-bbox="826 992 922 1025"><u>（準用）</u></p> <p data-bbox="810 1048 1393 1585">第159条の4 <u>第10条から第12条まで、第14条から第19条まで、第21条、第24条、第29条、第37条、第38条第2項、第39条から第42条まで、第43条の2、第52条、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条、第76条、第81条、第87条の2から第92条まで、第94条、第147条第3項及び第4項、第152条及び前節（第159条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。</u></p> <p data-bbox="810 1664 1385 1753">第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p data-bbox="810 1832 986 1865">第160条（略）</p> <p data-bbox="826 1944 1385 1977">（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>関する特例)</p> <p>第160条の2 次に掲げる要件を満たした <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u> が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して <u>指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち</u> 通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通</p>	<p>関する特例)</p> <p>第160条の2 次に掲げる要件を満たした <u>指定小規模多機能型居宅介護事業者等</u> が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して <u>指定小規模多機能型居宅介護等</u> のうち通いサービスを提供する場合は、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。</p> <p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定小規模多</u></p>	<p>いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>にあつては、18人）以下とすること。</p> <p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは県指定通所支援基準条例第82条において準用する県指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、<u>サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p><u>機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>にあつては、12人）までの範囲内とすること。</p> <p>（表略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>第10章～第15章（略）</p> <p>第16章 多機能型に関する特例 （従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに<u>指定児童発達支援事業所（県指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）</u>、指定医療型児童発達支援事業所（県指定通所支援基準条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（<u>県指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。次項において同じ。</u>）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項</p>	<p>（表略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>第10章～第15章（略）</p> <p>第16章 多機能型に関する特例 （従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第202条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（<u>県指定通所支援基準条例第64条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。次項において同じ。</u>）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第80条第6項、第143条第6項及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>及び第7項、第153条第6項、第163条第4項及び第5項並びに第174条第4項（第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第6項並びに第174条第1項第2号及び第5項（同号及び同項の規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>以上の者を常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第80条第1項第3号及び第7項、第143条第1項第2号及び第8項、第153条第1項第3号及び第7項、第163条第1項第3号及び第6項並びに第174条第1項第2号及び第5項（同号及び同項の規定を第187条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上</p> <p>(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第203条（略）</p> <p>第17章～第19章（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第203条（略）</p> <p>第17章～第19章（略）</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 改正後の長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定を受ける共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型自立訓練（生活訓練）の指定障害福祉サービス事業者の基準について適用し、同日前に指定を受けた共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型自立訓練（生活訓練）の指定障害福祉サービス事業者の基準については、なお従前の例による。</p>